

三重県介護保険サービス事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8及び第115条の9の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査の基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、及び指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第8条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「運営基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定)

第3条 監査は、次の情報等から運営基準違反等又は人格尊重義務違反が疑われる場合に、行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等に

より利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（２）運営指導において確認した情報

法第23条により指導を行った市町及び法第24条により三重県が指導を行ったサービス事業者等において確認した運営基準違反等

（実施体制）

第4条 前条により選定したサービス事業者等に対して監査を行う場合は、原則として3名以上で行うものとし、そのうち1名は、原則として課長補佐級以上の職にある者を充てる。

（監査の方法等）

第5条 監査の方法については次のとおりとする。

（１）報告等

運営基準違反等の確認について必要と認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定又は許可（以下「指定等」という。）に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

（２）市町による実地検査等

ア 市町からの情報提供等

市町が三重県に指定等の権限のあるサービス事業者等について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を受けるものとする。

なお、県が指定等をしたサービス事業者の介護給付サービスに関して、複数の市町に関係がある場合には、三重県が総合的な調整を行うものとする。

イ 市町から運営基準違反等を確認した旨の通知があったときは、速やかに第8条から第10条に定める措置を取るものとする。

（３）監査実施通知

対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該サービス事業者等に通知する。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の日及び場所
- ウ 監査担当者

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、調書を作成する。

(復命書の作成)

第6条 監査担当者は、監査の内容について調書を作成し、問題点等を明確にしたうえで、速やかに復命するものとする。

(監査結果の通知等)

第7条 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 監査の結果、当該サービス事業者等に対して、改善結果の報告を求める事項については、文書により報告させるものとする。

3 監査結果通知については、関係機関にも送付する。

(行政上の措置)

第8条 監査において運営基準違反等が認められた場合は、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

サービス事業者等に運営基準違反等の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定・許可の取消し等

運営基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号及び第115条の9第1項各号

のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定等を取り消し、又は期間を定めて指定等の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定・許可の取消し等」という。）ができる。

2 前項各号の措置を行ったときは、関係機関に通知する。

（聴聞等）

第9条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項の各号にいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第10条

（1）勧告、命令、取消し等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該給付に係る保険者に対し、サービス事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

（2）命令又は取消し等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

（3）返還の対象となった介護報酬に係る被保険者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、保険者に対して、当該サービス事業者等から当該自己負担額を被保険者に返還するよう指導するものとする。

また、当該保険者に対して、当該サービス事業者等から当該被保険者あてにその旨通知するよう指導するものとする。

（4）不正利得の徴収等（返還金）にかかる事実が認められ、これにかかる返還金が生じた場合における返還期間は、原則として過去2年間とする。

（連絡調整会議）

第11条 この要綱に定める監査の円滑な実施と効果的な連携を図るため、子ども・福祉部内に「指導監査調整会議」を置く。

2 「指導監査調整会議」に必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。

2 この要綱は、平成21年4月13日から施行する。（一部改正）

- 3 この要綱は、平成２２年２月２２日から施行する。（一部改正）
- 4 この要綱は、平成２３年５月１８日から施行する。（一部改正）
- 5 この要綱は、平成２３年１０月７日から施行し、改正された第１０条（４）については、平成２１年５月１日から適用する。（一部改正）
- 6 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。（一部改正）
- 7 この要綱は、平成２５年５月２１日から施行する。（一部改正）
- 8 この要綱は、平成３０年４月 ２日から施行する。（一部改正）
- 9 この要綱は、令和４年１０月 ３日から施行する。（一部改正）
- 10 この要綱は、令和５年４月３日から施行する。（一部改正）
- 11 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。（一部改正）
- 12 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。（一部改正）